

若桜町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

若桜町 若桜町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉の基本的な考え方と計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の根拠	2
3 計画策定の背景	3
4 地域福祉推進の目的と理念	4
5 計画の期間	4
6 計画の位置付け	5
第2章 地域の特性と課題	6
1 町の現状	6
2 現行計画の達成度	12
3 町民のニーズ	14
4 地域福祉をめぐる検討すべき事項	20
5 課題に対応できる地域共生社会の実現	21
6 課題の整理	23
第3章 計画の基本目標と施策の体系	24
1 基本理念	24
2 3つの基本目標	25
3 施策の体系	26
4 重点的な取組	27
第4章 施策の展開	29
1 みんなが「ふれあうまち」づくり	29
(1) 地域福祉の意識向上	29
(2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成	30
(3) 地域組織の活性化とネットワークづくり	32
2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり	33
(1) 相談体制の充実	33
(2) 情報提供の充実	35
(3) 福祉サービスの充実	36
(4) 福祉基盤の充実	38
(5) 健康づくり・介護予防の充実	40
(6) 子どもの貧困対策	42
3 みんなで支え合う「安心のまち」づくり	44
(1) 緊急時の支援の充実	44
(2) 権利擁護の推進	46
(3) 安全・安心な地域づくり	47
第5章 計画推進のために	49
1 協働体制の確立	49

(1) 地域・町民の役割	49
(2) 町社協の役割	49
(3) 町の役割	49
(4) 社会福祉法人の役割	50
(5) 民生委員・児童委員の役割	50
2 計画の点検・評価	50

第1章 計画策定にあたって

「福祉」というと高齢者や障がいのある人を対象にした何か特別なことのようにも思われているようですが、「幸福」と同じ「しあわせ」という意味のことばです。

したがって、「地域福祉」とは、「地域のしあわせ」と言い換えることができ、地域のすべての人のしあわせを意味します。

1 地域福祉の基本的な考え方と計画策定の趣旨

地域福祉は、『地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支えあいのネットワークづくりを基軸として、さらに、住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体のネットワークを形成し、この両者の連携のもとで、“誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会”をつくっていくこと』と考えられています。

すなわち、『住民が地域社会において自立した生活を営むことを可能にするために必要な

- 福祉と保健・医療等のサービス整備
- 福祉の増進・予防
- 福祉の環境の整備
- 住民参加の福祉活動の支援
- 福祉の保健・医療サービスの総合化

などを行い、これらの活動をとおして福祉コミュニティの形成をめざす福祉活動の総体をいう』とされています。

本町と若桜町社会福祉協議会（以下「町社協」といいます。）では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな町民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「若桜町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

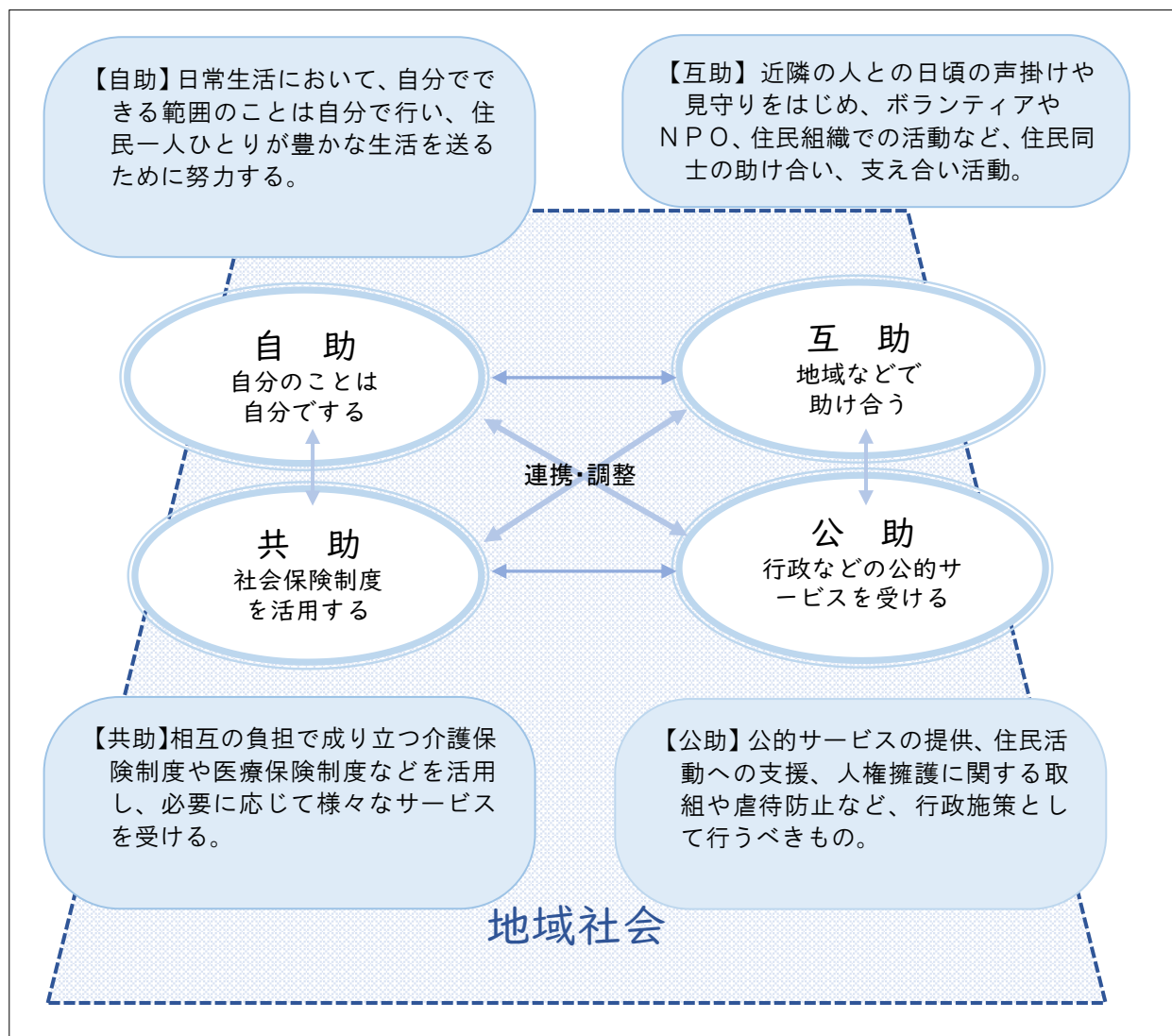
「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である町民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、町社協が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。

本町と町社協では、両者の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の根拠

- ◇社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める計画です。
- ◇市町村が策定する行政計画で、「総合計画」に示されている基本構想を踏まえる計画です。
- ◇福祉分野の個別計画を概念的には包含する一方で、対象者（子ども、高齢者、障がいのある人、生活困難者等）ごとの福祉施策のすべてを網羅する総合福祉計画とは異なり、地域における課題に対して、自助・互助・共助・公助の視点から、その解決に向けた仕組みや方策を示すための計画です。
- ◇地域福祉を推進していくための仕組みづくりや条件整備等、制度的な側面に力を置く計画です。
- ◇福祉サービスを必要としている住民、あるいは地域において福祉活動をしている様々な人たちや組織・団体間の公平性を重視するとともに、関連する福祉制度や施策の総合化、相談支援体制等、必要とされるサービスの基盤整備、地域福祉推進のための仕組みづくり等が特徴です。
- ◇平成 29 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。そして、改正後の社会福祉法において、市町村は、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。
- ◇地域福祉活動計画は、「住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。
地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条で地域福祉の推進役として位置付けられた町社協が中心となって策定します。
また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが地域福祉活動計画の特徴となっています。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



3 計画策定の背景

- ◇地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ダブルケア（育児と介護の同時進行の状況）、8050問題（80代の親が50代の子を経済的に支える状況）、認知症の増加などの生活上の諸課題が複雑多様化しています。
- ◇他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも現れてきています。
- ◇個人の尊厳を重視し対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要です。
- ◇社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要です。

4 地域福祉推進の目的と理念

地域福祉推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」ことです。

地域福祉推進の理念としては、次の4点があげられます。

(1) 住民参加の必要性

地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴です。

(2) 共に生きる社会づくり

地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。

(3) 男女共同参画

地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要です。

(4) 福祉文化の創造

地域住民自らが主体的にかかわり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながります。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

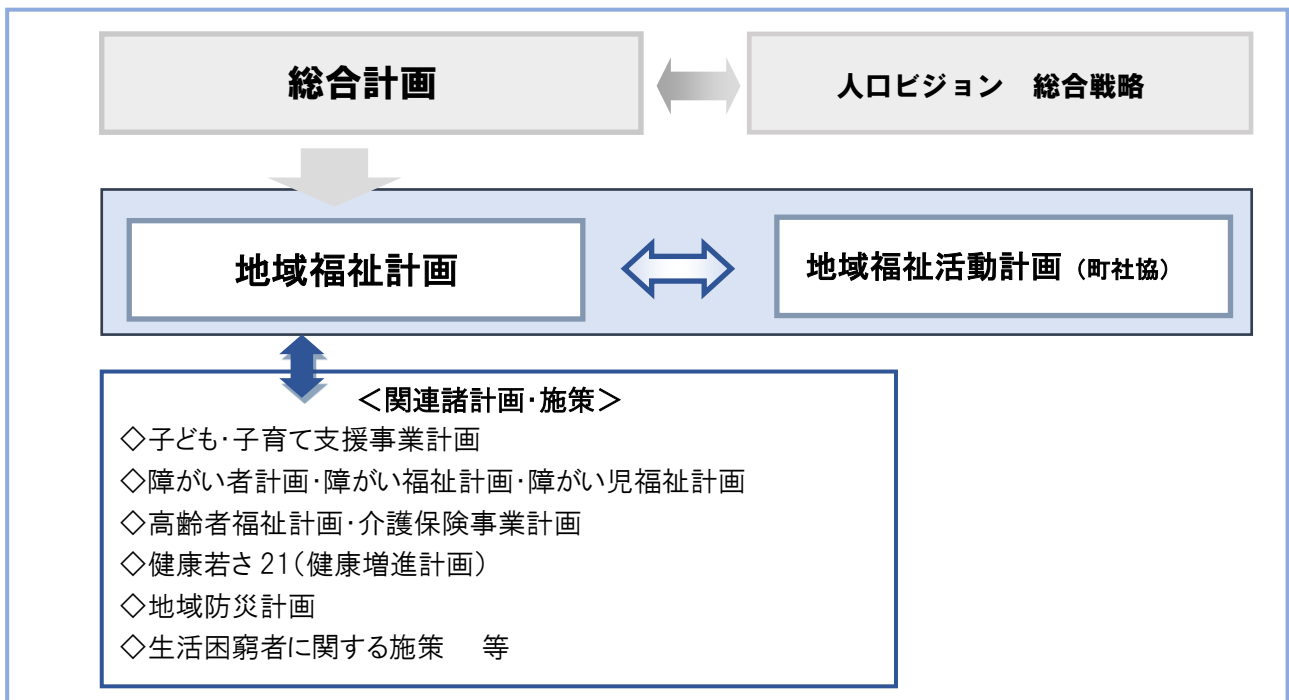


6 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定

「地域福祉計画」は、町による、地域福祉推進のための理念やしきみづくりを示すものであり、総合計画及び他の関連計画との連携・整合を図り、福祉分野の計画の基本的な指針となるものです。「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画との整合性を図りながら、地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画となるもので、地域福祉の推進役である町社協が策定します。本町及び町社協では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本町の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、より効果的に地域福祉を推進するため、一体的に策定します。

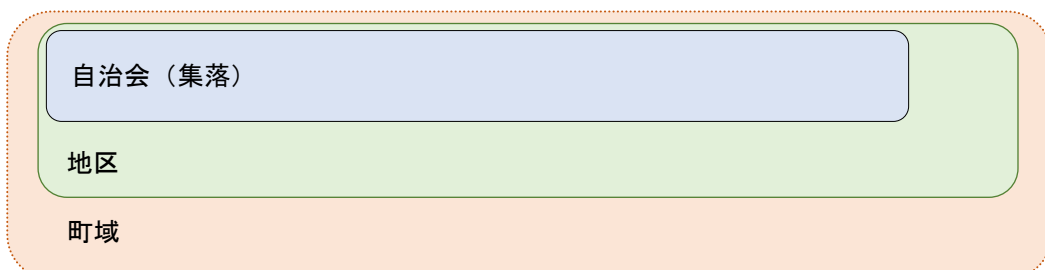
【計画の位置付け】



(2) 計画における福祉圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、住民生活に最も身近な範囲と言える「自治会」、またこれらが集まった「地区」、さらに「町域」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。



第2章 地域の特性と課題

1 町の現状

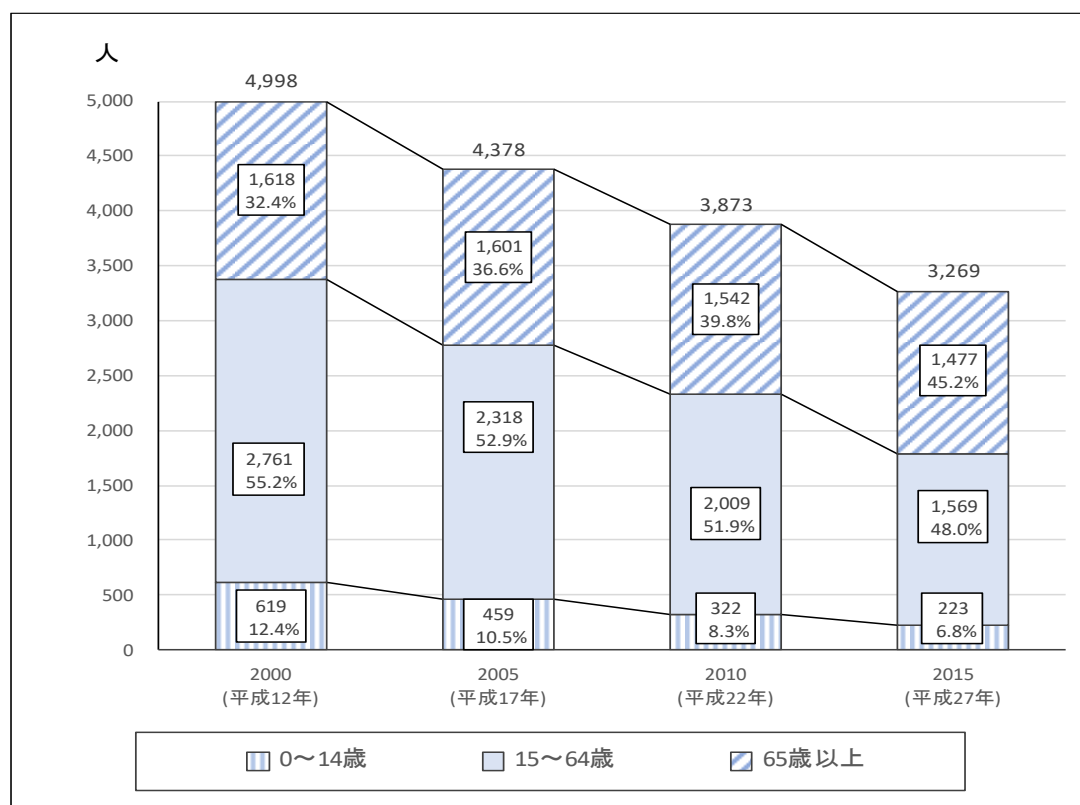
(1) 人口の動向

本町の総人口は、国勢調査結果で見ると、減少傾向で推移し、2015（平成27）年では3,269人となっており、2000（平成12）年との比較では1,729人の減少となっています。

年齢3区分別人口では、「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「高齢者人口（65歳以上）」とも減少傾向で推移しています。

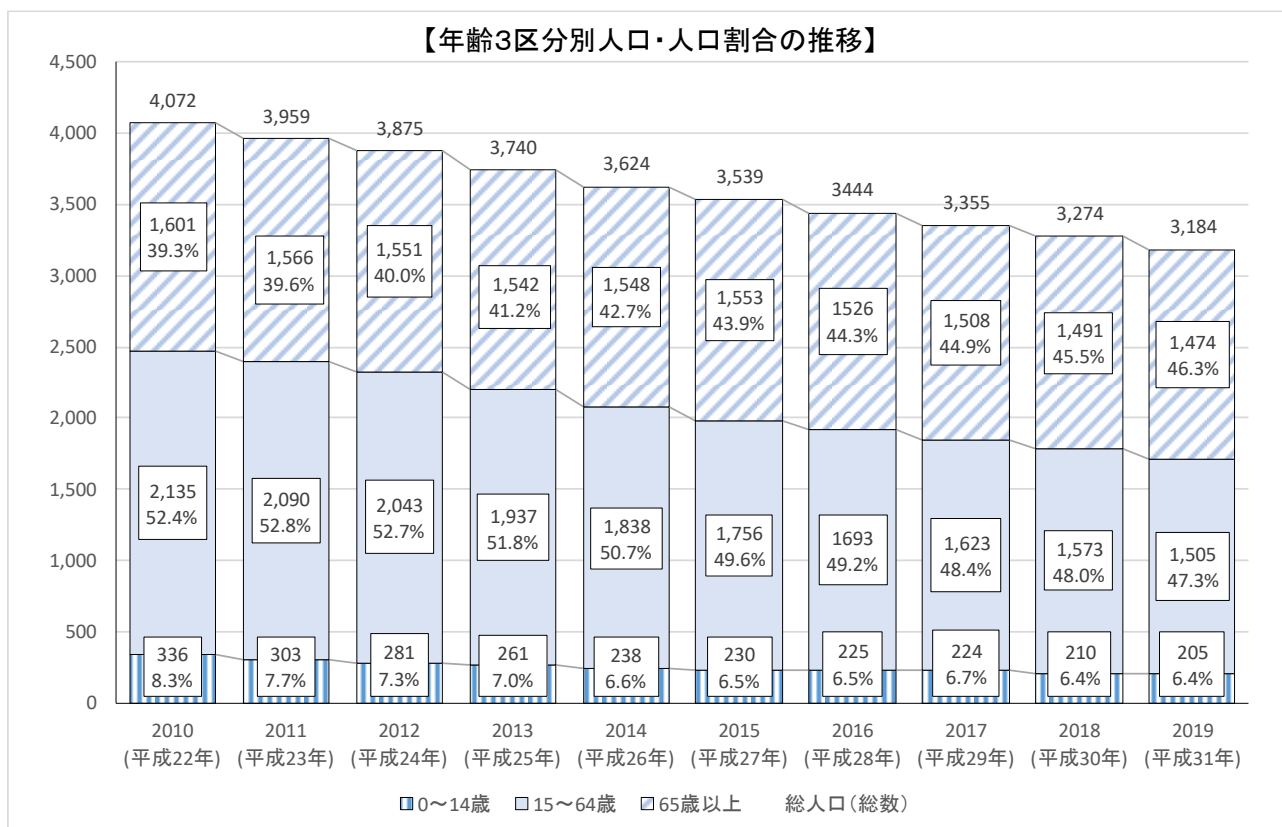
年齢3区分別人口割合の推移をみると、「年少人口（0～14歳）」と「生産年齢人口（15～64歳）」が減少しているのに対して、「高齢者人口（65歳以上）」は増加しており、少子高齢化が強く進んでいます。

【年齢3区分別人口・人口割合の推移】



資料：国勢調査

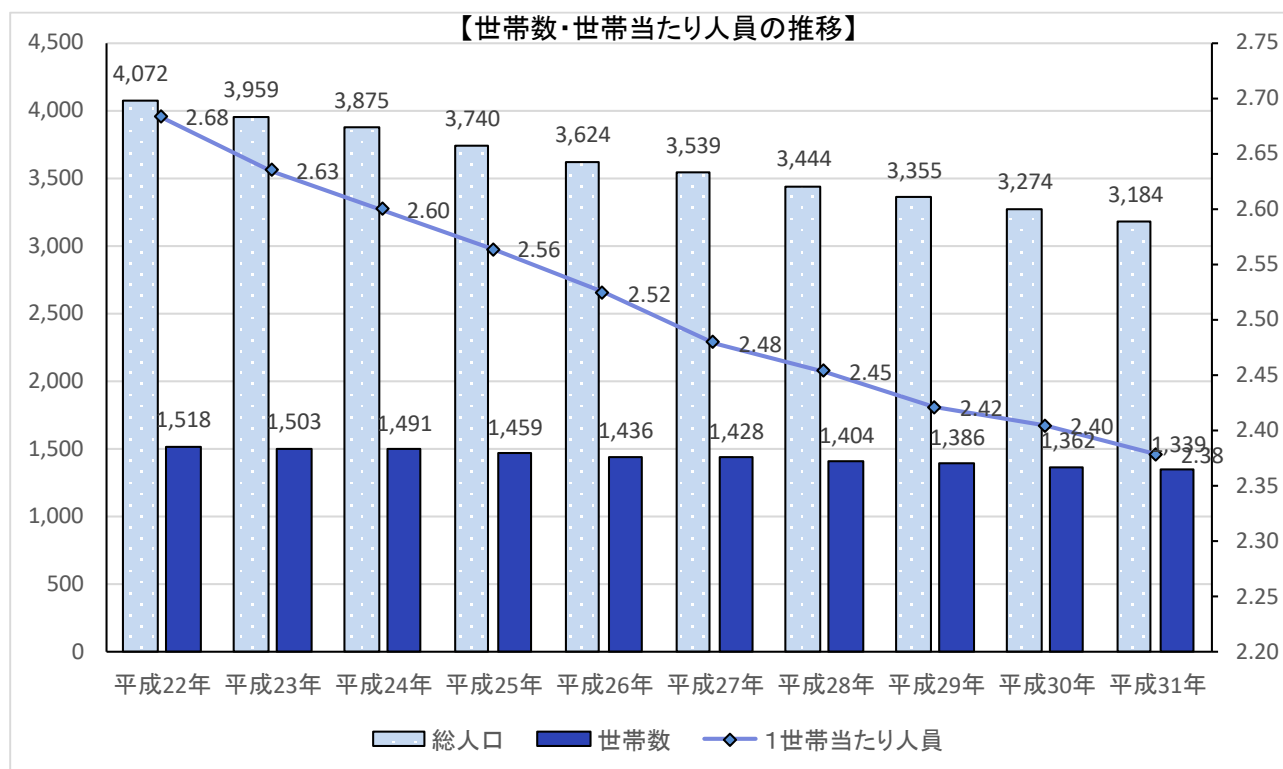
本町の総人口は、住民基本台帳でみると、やはり減少傾向で推移しており、およそ 10 年で、888 人の減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 世帯の動向

世帯数及び世帯当たり人員は、やはり減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況では、一般世帯数は減少していますが、核家族世帯と単独世帯が増加しています。

【高齢者世帯の状況】

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数		1,543	1,485	1,403	1,269
65 歳以上の親族のいる一般世帯数	高齢者のいる世帯	1,064	1,042	1,004	946
	親族のみの世帯	887	826	780	702
	核家族世帯	403	427	449	462
	うち夫婦のみの世帯	262	254	246	253
	うち夫婦と子供からなる世帯	62	76	98	89
	核家族以外の世帯	661	615	555	484
	非親族を含む世帯	-	1	2	2
	単独世帯	177	215	222	242
	世帯の家族類型不詳	-	-	-	-

資料：国勢調査

(4) 要介護等認定状況

要介護等認定状況では、認定者数はやや増加の傾向にあり、認知症患者数は相対的に減少しています。

【要介護等認定状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高齢者人口	1,553	1,526	1,508	1,491	1,474
認定者数	277	274	281	291	313
要支援1	23	20	23	27	18
要支援2	30	29	40	32	51
要介護1	26	27	35	42	48
要介護2	54	56	47	59	43
要介護3	45	45	50	51	66
要介護4	47	48	44	46	51
要介護5	52	49	42	34	36
認定率	17.8	18.0	18.6	19.5	21.2
認知症患者数	-	156	151	93	110

資料：地域包括見える化システム（各年度 3 月 31 日現在）

(5) 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況では、ほとんど同数で推移しています。

【障がいのある人の状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
身体障害者手帳 所持者(合計)	334	324	323	315	325	323
18 歳未満	1	1	1	1	1	1
18～64 歳	56	55	54	54	53	49
65 歳以上	277	268	268	260	271	273
療育手帳所持者 (合計)	43	39	40	41	41	41
18 歳未満	8	6	7	7	6	4
18～64 歳	32	29	29	29	30	33
65 歳以上	3	4	4	5	5	4
精神障害者保健 福祉手帳所持者 (合計)	33	30	32	32	34	34
18 歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64 歳	23	19	20	19	20	19
65 歳以上	10	11	12	13	14	15

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(6) 身体障害者手帳所持者の級別状況

身体障害者手帳保持者の級別状況では、2級の増加がやや見られ、3級以上ではやや減少していますが、全体ではほとんど同数で推移しています。

【身体障害者手帳保持者の状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
合計	334	324	323	315	325	323
区分	1級	124	121	118	110	123
	2級	42	40	42	43	48
	3級	52	47	48	45	47
	4級	66	64	65	64	59
	5級	22	23	23	24	22
	6級	28	29	27	29	26

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(7) 療育手帳所持者の状況

療育手帳保持者の状況では、ほとんど同数で推移しています。

【療育手帳保持者の状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
合計		43	39	40	41	41	41
区分	A(重度)	10	10	11	11	11	11
	B(軽度)	33	29	29	30	30	30

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(8) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者の状況では、ほとんど同数で推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳保持者の状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
合計		33	30	32	32	34	34
区分	1級(重度)	3	3	3	2	5	5
	2級(中度)	28	26	27	28	27	27
	3級(軽度)	2	1	2	2	2	2

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(9) 生活保護の状況

生活保護の状況では、ほとんど同数で推移しています。

【生活保護の状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
世帯数	31	29	33	33	36	32
人員	41	36	41	41	46	41

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(10) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の状況では、平成 31 年度では 20 人となっています。

【民生委員・児童委員】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人数	21	22	21	18	20	20

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(11) ボランティア団体等の状況

ボランティア団体等の状況では、団体数に変化はなく、人数がやや減少しています。
また、個人では、やや増加しています。

【ボランティア団体】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
グループ	団体数	8	9	9	8	8
	人数	211	261	255	213	213
個人		218	190	203	222	227
登録人数の合計		429	451	458	435	440

資料：町社協資料（各年度 3 月 31 日現在）

(12) 子育て支援の利用状況

子育て支援の利用状況では、預かり保育、一時保育が増加しています。

【子育て支援】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター 延べ利用者数		—	—	632	591	453
預かり 保育	登録者 数	10	7	14	15	15
	延べ利 用者数	71	15	46	148	58
放課後 児童 クラブ	登録者 数	34	37	31	27	23
	延べ利 用者数	3,554	3,558	2,093	2,013	1,546
一時 保育	登録者 数	6	3	3	5	7
	延べ利 用者数	15	14	8	32	79

注) 平成 28 年 4 月 18 日子育て支援センター開所

資料：町資料（各年度 3 月 31 日現在）

(13) 自殺者数の推移

自殺者数では、平成 27 年にあったのみとなっています。

【自殺者の状況】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
自殺者 数	0	1	0	0	0	0

資料：町資料

2 現行計画の達成度

本評価は、第2次若桜町地域福祉計画策定の基礎資料とするために、現行計画の3つの柱ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和2年3月31日（令和元年度終了）時点として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

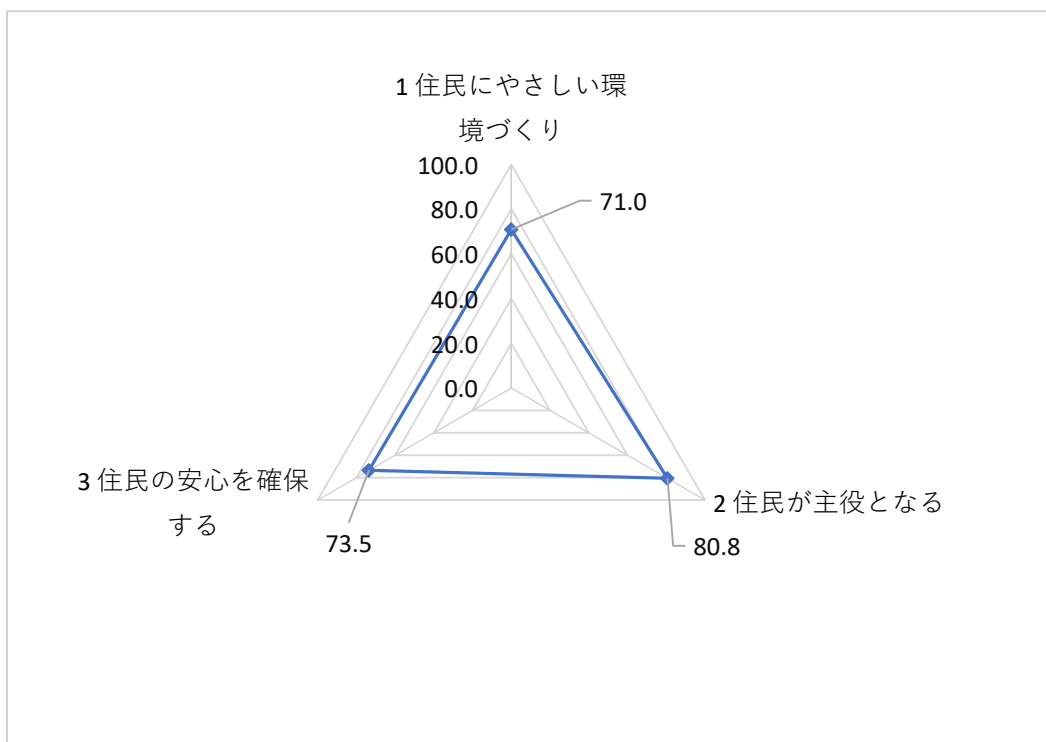
●3つの柱

1	住民にやさしい環境づくり
2	住民が主役となる
3	住民の安心を確保する

(1) 全体の評価結果

施策の達成状況によりA～Eの評価を行い、それをもとに施策ごとの採点（A=100、B=80、C=60、D=40、E=20に配点）を行い、集計した結果、3つの柱ごとの評価点は、1つめの柱『住民にやさしい環境づくり』が71.0、2つめの柱『住民が主役となる』が80.8、3つめの柱『住民の安心を確保する』が73.5となっています。

●基本目標ごとの評価点



(2) 今後の方向

施策ごとの今後の方向では、「拡充」が47、「維持」が40、「効率化・統合」が4、「休・廃止」は0となっています。

●施策ごとの方向

3つの柱		施策の方向	「拡充」	「維持」	「効率化・ 統合」	「休・ 廃止」	計
1	住民にやさしい環境づくり		13	15	3	0	31
2	住民が主役となる		13	13	0	0	26
3	住民の安心を確保する		21	12	1	0	34
		計	47	40	4	0	91

3 町民のニーズ

(1) 町民アンケート

福祉の総合的な取組を示す町の「地域福祉計画」を策定するにあたり、町内にお住まいの18歳以上の方に「地域福祉」に関するご意見をお聴きし、今後の計画づくりに反映することを目的として令和元年8月に実施しました。

配布数は970、回収数は393、回収率は40.5%でした。

●地域とのかかわりについて

互いに助け合いの活動ができる「地域」の範囲は、「自治会単位」が36.1%と最も高く、次いで、「となり近所」(22.1%)、「町全域」(20.1%)となっています。

●あなたとご近所との関係

ご近所との関係は、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が28.0%と最も高く、次いで、「立ち話をする程度の人がある」(27.7%)、「会えばあいさつをする程度の人がある」(27.2%)、「お互いに訪問し合う人がいる」(12.5%)、「ほとんど近所とのつきあいはない」(3.1%)となっています。前回(平成24年10月実施町民アンケート調査)との比較では、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が、13.3ポイント下がり、「会えばあいさつをする程度の人がある」が15.0ポイント上がっています。

●お住まいの地域は暮らしやすいか

地域の暮らしやすさについては、「どちらかという暮らしやすい」が64.6%と最も高く、これに、「とても暮らしやすい」(16.0%)を合わせた「暮らしやすい」が80.6%となっています。一方、「どちらかという暮らしにくい」(14.2%)、「暮らしにくい」(3.8%)を合わせた「暮らしにくい」は18.0%となっています。

●地域福祉の必要性

地域住民が自主的にお互いに支え合い助け合う関係の必要性については、「必要だと思う」が57.8%と最も高く、これに、「どちらかという必要だと思う」(33.6%)を合わせた「必要だと思う」が91.4%となっています。一方、「どちらかという必要だとは思わない」(1.5%)、「必要だとは思わない」(0.3%)を合わせた「必要だとは思わない」は1.8%となっています。

●困っている家庭があった場合にできること

高齢者や障がいのある人、子ども、子育てなどで困っているご家庭があった場合、できることは、「あいさつや安否確認などの声かけ」が59.0%と最も高く、次いで、「話し相手」(43.3%)、「除雪の手伝い」(39.2%)、「災害時の避難支援・安否確認」(30.5%)、「相談相手」(18.8%)、「ごみ出し」(17.8%)、「買い物の手伝い・代行」(13.5%)などの順となっています。

●地域での福祉活動について、町民と行政の役割

地域での福祉活動を推進していくうえで、町民と行政との関係はどうあるべきかについては、「福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、協働してともに取り組むべきである」が44.3%と最も高く、次いで「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は町民が協力すべきである」(23.7%)、「家庭や地域をはじめ町民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべ

きである」(20.6%)、「福祉サービスは行政が担当すべきで、町民はあまり協力することはない」(1.5%)の順となっています。

● ボランティア活動への参加意向

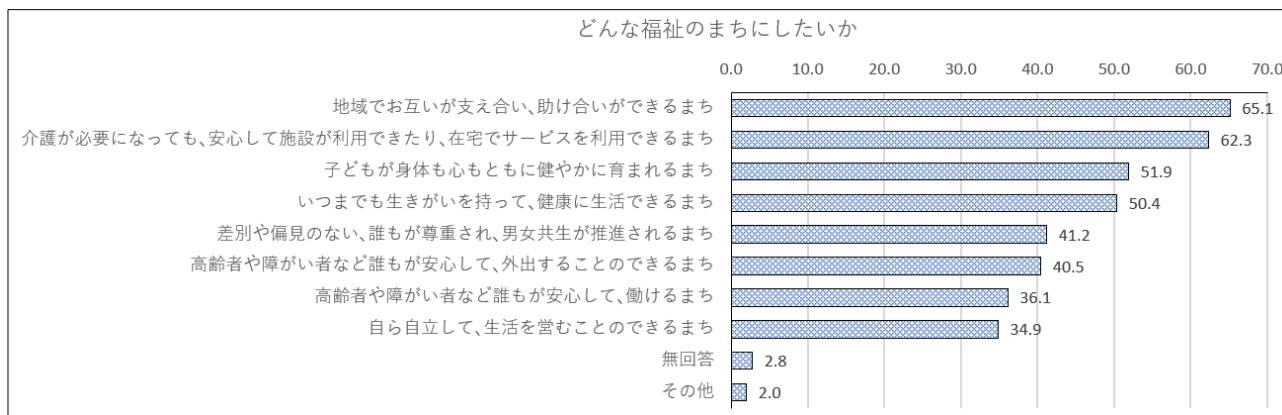
ボランティア活動への参加の意向については、「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が34.1%と最も高く、次いで「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」(23.2%)、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」(21.6%)、「ボランティア活動に参加するつもりはない」(14.5%)の順となっています。

● ボランティア活動を広げるために重要なこと

ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に重要かについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が47.1%と最も高く、次いで「地域の福祉の実態を町民に伝える」(31.3%)、「地域での学習・活動を調整する人材を育成する」(30.5%)、「資金面の援助を充実する」(22.6%)などの順となっています。

● 若桜町をどんな福祉のまちにしたいか

若桜町をどんな「福祉のまち」にしたいかについては、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」が65.1%と最も高く、次いで「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」(62.3%)、「子どもが身体も心もともに健やかに育まれるまち」(51.9%)、「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できるまち」(50.4%)、「差別や偏見のない、誰もが尊重され、男女共生が推進されるまち」(41.2%)、「高齢者や障がい者など誰もが安心して、外出することのできるまち」(40.5%)、「高齢者や障がい者など誰もが安心して、働けるまち」(36.1%)、「自ら自立して、生活を営むことのできるまち」(34.9%)などの順となっています。



(2) 団体アンケート

地域福祉計画策定のために、福祉団体等にアンケートを送付し、その中で「地域の困りごとを解決するために必要なことは何か」についてフリーアンサーで出された意見を整理します。

- ・ 行政と連携して、解決にあたる事であると思う。
- ・ 住民のニーズをしっかりと把握し、「支え合いの町づくり協議会」等でしっかりと解決策を検討し、住民同士で出来ること、行政と協働しなければできないことをはっきりさせ、実践できる体制づくりを構築していく。
- ・ 私的レベルの困りごとと社会的レベルがある。私的（個々）な事が社会的（地域）の困りごとにつながるようになるが、何でも公助ではなくまず自助から考えること。自助、共助で出来ない時は公助として行政に求めるが、理屈っぽく（法令、規則）聞き入れてくれないことが多い。
- ・ 自治会組織の充実と役割の具体的活動の熟練化、伝統化（全員が集落（地域）の構成員であることの認識を持つこと）。相談機関の充実と実行が伴える国の施策。
- ・ 町全体が福祉の町という意識を持つこと。
- ・ 困りごとを話せる環境を作ること。近隣住民の良好な関係づくり（みんなから好かれるリーダーの育成）。
- ・ 支え合い、助け合い（付き合い、つながりをもつ）。ふれあいの居場所づくり。気軽に相談できる体制づくり。
- ・ 情報提供をしていただき、協力できる方に声をかける。
- ・ 近所の人の援助と行政の声かけ。
- ・ 地域でみんなが話の出来る場を持つこと。本音が言える人間関係が培われることが大切だと思う。
- ・ 相談しやすい体制作り。関係機関の連携の強化、専門性。

(3) 町社協が実施した住民座談会による課題整理

令和元年8月23日から10月4日にかけて、各集落を対象とした全7回の住民座談会を開催しました。（参加対象：自治会長、民生児童委員、単位老人クラブ会長、自主防災組織員など）座談会前半は支え愛マップ作りを通した集落内の現状確認、後半部分で過去5年間や今後5年間の地域の変化、その中ででてくる課題、課題に対しての意見などを話し合いました。

【過去5年での地域の変化】

- ・ どの集落も 高齢化、少子化が深刻になってきている。一人暮らし世帯は集落により増えたり減ったり差があるが、高齢者世帯は軒並み増加している。また、同居世帯でも日中は独居という世帯も増加している。
- ・ 自治会の運営にかかわる人の多くが高齢者であり、担い手不足や集落の維持に危機感を持つ集落が多く存在している。見守る必要がある世帯が増えている半面、支え手は減少している。
- ・ 子どもは若者住宅ないし町営住宅がある集落に関しては増加傾向か横ばい。
- ・ 空き家の増加に伴い、放置されている空き家の問題（特に若桜宿内に関しては長屋という性質上

取り壊しも簡単にできない)が増加傾向。

- ・農業離れ、担い手不足が進んでおり耕作放棄地の増加がみられる。また獣害が深刻になったと感じる集落が多くある。
- ・移動の困難さを感じる集落が多く、近年の自動車免許返納の流れもあり、これまで自家用車で外出ができていた人も徐々に移動困難者へとなってしまう。
- ・人口減、高齢化を理由に活気の減少を訴える集落が多かったが、一部集落では小地域サロンが発足し、新たな集まりの場が誕生したことで活気が出たと感じる集落もあった。

【これから5年の地域の変化や心配ごと】

- ・少子化、高齢化、若者の町離れ、自治会活動や地域福祉活動の担い手不足、農業離れ、移動困難者の増加、空き家の増加など過去5年で感じている変化においては、この先益々深刻化していくことが予想される。
- ・中でも、農業に関しては集落営農や農業法人への委託に切り替えている集落も見られるが、多くの集落では荒れ地の増加が懸念される。
- ・移動について、自家用車での移動が困難になる世帯の増加と合わせて、バス・汽車等の交通機関の利用も困難になる世帯が増えるのではとの声が多数。車の運転ができなくなることで、引きこもり者の増加、農業離れの増加、買い物難民の増加、医療機関受診をしないために健康の悪化等、様々な問題が出てくるのではないかとの声もあった。
- ・自治会や地域福祉活動の担い手が高齢化すること、担い手が減少していくことで、集落行事の衰退、それに伴い地域住民同士の関わり希薄化、要支援者の把握不足、担い手一人ひとりの負担増加などの問題が心配される。加えて、現状自治会運営に主に関わっている世代とその次の世代との価値観のギャップが見られ、共通の価値観をもって集落の維持や発展に向かうことの難しさを感じる集落も多く見られた。

【住民でできる取り組み(例)】

住民同士のつながり

- ・向こう三件両隣の関係性の強化、再構築、お互い様・助け合い精神の醸成。
- ・要支援者(何らかの手助けや日々の声掛けが必要な人)を集落単位や組単位で把握する取り組み。
- ・日頃、住民同士がコミュニケーションを図ることのできる機会や場の検討。声掛け支援の仕組み化。
(例えば、公民館にあるカラオケを活用し、集まる場を設定する等)
- ・集落全体が高齢化しても支え合えるような集落体制。
- ・今ある「集まりの場」を絶やさないこと。(サロン・村費徴収の場・自治会行事)
- ・公民館等の公共施設を開放し、いつでも誰でも集える場を作る。
- ・老人クラブや自治会活動で会食の場を設ける。
- ・IP電話を活用した見守り、住民同士のコミュニケーション方法の模索。
- ・世代間の交流を活性化させる。
- ・老人クラブの再結成。
- ・「老人食堂」を作る。
- ・次の世代へのバトンタッチを意識した自治会運営。

生活支援

- ・買い物の代行支援を集落で行う。
- ・池田小学校を活用したシェアハウス（共生ホーム）。
- ・昼食や夕食の配食サービスまたは会食サービス。

災害・防災対策

- ・支え愛マップの活用、定期更新（必要な取り組みとして定期更新の取り決めに集落に定める）。
- ・防災活動の啓発、意識向上の働きかけ。
- ・定期的な避難訓練の実施（形式的なものでなく、集落ごとに災害を想定した具体的な内容で）。
- ・自主防災組織を結成し、災害時の安否確認だけでなく日常の中でも見守り機能が果たせるようにする。
- ・雪かき、雪下ろしの支援。

健康維持

- ・一人ひとりが閉じこもり防止や健康維持の意識を持ち、今を楽しく生活する。運動する。

その他

- ・若年層が自治会活動に参加しやすいようにする。役員の仕事＝大変、難しいというイメージを変えることと、誰でもできるようなやり方への見直し。
- ・若い世代が出ていなくてもいい町、また戻ってきたくなる町にしたい（※雇用の問題が大きい。）
- ・退職世代を中心とした、ボランティアの育成。

【行政や社協に求めること、期待したいこと、その他住民の意見（抜粋）】

移動に関すること

- ・タクシー等、多様な移動手段の充実。
- ・免許返納者へ、バスや自動車等の無料化など優遇措置
- ・町営バスの小型化+既存のバス停以外にも集落名を巡回し利用がしやすいようにしてはどうか
- ・例えば、小地域サロンで外出したいときに車と運転手を行政ないし社協に頼めないか
- ・バス停に行くことが困難な人への支援を検討してほしい。
- ・自動ブレーキ車購入助成（高齢者対象）

災害・防災対策について

- ・除雪機の購入助成をお願いしたい。
- ・河川カメラから増水ラインが見えるようにしてほしい。
- ・現在、避難所として指定されている場所の安全性の検証をしっかりとしてほしい。また、災害時に避難所として指定、開放してほしいところがあるが、行政も絡めて協議したい（複数集落より意見あり）。
- ・指定避難所に関して、避難生活を送る上での環境整備を行ってほしい。
- ・災害時、集落の機能が低下ないし機能を果たせなくなる。役場の支援を受けながら連携して対応したい。

- ・災害時に、災害対策本部と集落（自治会や自主防災組織等）とが情報共有しやすい仕組みづくり。
- ・住民の転出入の情報を自治会に教えないことに矛盾を感じる。配布物等もそうだが災害時にも困ることになりかねない。
- ・支え愛マップの活用の仕方、成功事例等を集落に周知してほしい。

空き家対策について

- ・空き家の持ち主に対しての指導を行政主導で実行してほしい。
- ・Iターン、Uターン者の積極的誘致（宿内以外の空き家も活用）。
- ・環境大学と連携し、空き家を活用したカフェの運営+地域住民とのつながりづくり。

見守り・生活支援について

- ・民生委員や各福祉団体、自治会と連携し、要支援世帯の把握が行えるシステム作りに努めて欲しい。

人口対策

- ・企業の誘致等で雇用を創出してほしい。特に若者の人口流出を食い止めるための議論が必要。
- ・山村留学の奨励や学生との交流などで、外部から若桜に来てもらう、若桜を知ってもらう取組を強化する。

そのほか

- ・福祉の情報を、住民一人ひとりに届ける工夫
- ・自治会役員の負担軽減（配布物の簡素化、あて職の削減）
- ・住民主体で、住民が興味を持って取り組めること。堅苦しくなく取り組めるような取組や仕掛け。
- ・健康維持の助言や手助け
- ・集落の人口規模に応じて、役の数を調整する等の工夫がしてほしい（人が少ない集落だと役の掛け持ちで負担が大きい）
- ・民生委員のサポート等を行う「福祉委員」を集落に設置する仕組みづくりと働きかけ。
- ・行政の補助金は申請と報告に手間がかかり面倒で利用が進まない。利用しやすいよう見直してほしい。
- ・地域のリーダーとなる人を養成する仕組みづくりに力を入れて欲しい。先進的な取り組みをしているリーダー・行政・社協が連携し地域に出向くなどの働きかけ。
- ・行政の中に、自治会活動を支援（自治会活動の相談や代行などの支援）する部署があってもいいのではないか。

4 地域福祉をめぐる検討すべき事項

(1) 少子高齢・人口減少社会がもたらす影響

少子高齢・人口減少社会の到来は、家族構成や生活形態などにも大きな変化をもたらしています。核家族化をはじめ、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加している一方で、地域福祉の担い手が減少しています。

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、「自助」はもちろんのこと、「互助」、「共助」、「公助」の3つが相互に補い合い人々の地域生活を支えるという視点に立った福祉施策の展開が求められています。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業や、災害発生時を想定した住民同士の支え合いによる要配慮者対策の充実も引き続き急務となっています。さらに、将来を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。

(2) ニーズの複合化・多様化による新たな地域課題の顕在化

近年の福祉制度は、介護保険制度や障害者総合支援制度にみられるように、施設での生活から地域生活への移行を重視した方向へと変化してきました。可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう地域での生活を支える基盤を整備することが福祉施策の基本的な方向となっていますが、社会環境が大きく変化する中、住民一人ひとりが抱える福祉・医療・健康に対するニーズは、複合化・多様化しています。

これに伴い、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、個別分野ごとの福祉サービスでは十分な対応ができない複合的な問題など、新たな地域課題が顕在化してきています。また、住民にとって度重なる福祉制度の改正や制度の専門化が相談や利用のしづらさにつながっていく恐れもあります。

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所などの整備も進められてきましたが、不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届くシステムづくりが必要となっています。

(3) 社会から孤立する住民の存在

高齢化や核家族化の進行、地域における人口減少、さらには地域とのつながりの希薄化などにより、悩みを打ち明けられず社会的に孤立する人や世帯が増え、老々介護やダブルケアなどによる事故、虐待なども社会問題となっています。このような中、地域における見守りや支え合いをはじめ、社会的孤立を防止する取り組みがますます重要となってきています。

(4) 社会・経済の構造的な変化等による生活困窮者等の増加

近年、わが国の景気は回復基調にあるといわれているものの、地方ではいまだその実感に乏しい状況にあります。こうした景気低迷の長期化やこれに伴う雇用状況の変化をはじめ、社会・経済の構造的な変化や災害等により、生活保護受給者はもとより、生活保護に至る前の段階の生活困窮者が増加しています。

今後は、改正生活保護法（平成 26 年 7 月 1 日施行）や生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、総合的な支援体制を構築していくことが求められます。

5 課題に対応できる地域共生社会の実現

これまで我が国の公的な福祉サービスは、高齢者・障がいのある人・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきました。しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じています。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースも現れてきています。

また、今後は、地方圏・中山間地域を中心に高齢者人口さえも減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来通りの縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となってくることも予想されます。

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、考え方を転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みをつくっていくとともに、町においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが大切です。

また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスの充実・複合化や専門人材の養成を進めていく必要があります。

地域共生社会のイメージ

地域

- 支え合い・助け合いの意識の醸成
- 住民の気づきによる早期発見
- 「我が事」意識による課題解決



- 公的福祉だけではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 困った人の問題を「我が事」として受け止める、気づきの体制を作ります。

つなぐ 支援（公助）

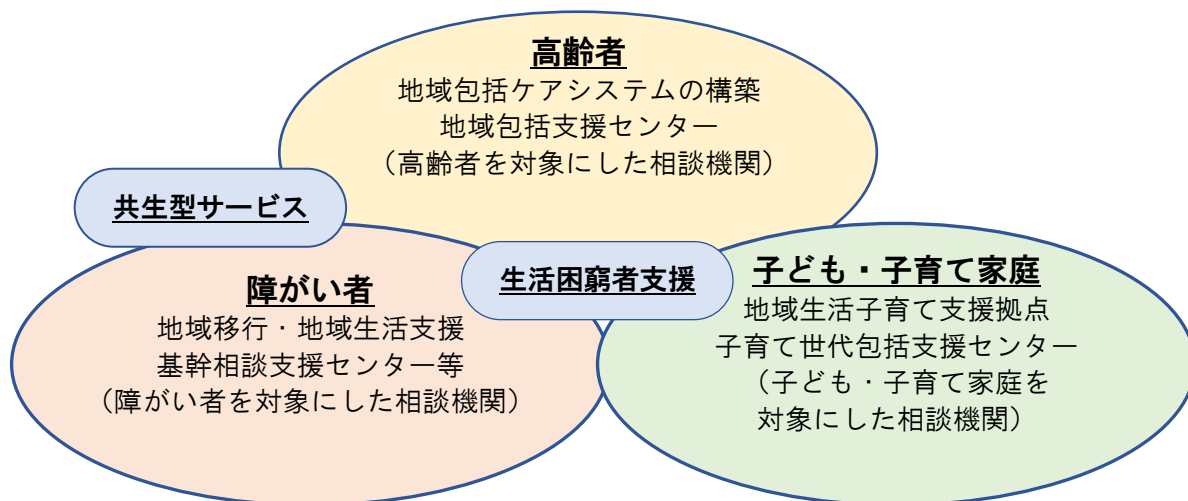
行政



- 地域だけで解決できない問題は、行政につなげます。
- 行政も縦割りをなくし、あらゆる分野の連携（ネットワーク）により、個別の課題を「丸ごと」受け止め解決する体制を整えます。

【包括的支援体制の構築】


体制整備の考え方



6 課題の整理

若桜町の現況については、SWOT分析の手法を用いて整理し、これからのまちづくりについての課題を洗い出しました。若桜町の特性を生かすべき「強み」や「機会」、克服すべき「弱み」や「脅威」といった視点から把握した結果、以下のとおりまちの特性と状況を分析し、施策の方向につなげています。

●SWOT分析

強み (Strength)	弱み (Weakness)	
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境と美しい景観が守られている ・多彩な伝統文化・特異性のある芸術環境・文化活動 ・歴史性のある中心市街若桜宿 ・子育て支援など町を挙げての子育て活動 ・地域性を生かした特色ある教育の振興 ・健康づくり人生 100 年時代の積極的支援 ・農林業資源の豊富さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・強く進む少子高齢化 ・就業者人口の減少 ・町内の働き場の確保の困難性 ・担い手の不足 ・核家族化の進行 ・コミュニティなど近隣関係の脆弱化 ・集落人口の減少による機能維持の困難性拡大 ・高齢者の移動手段確保の困難性 ・住民への適切な情報の行き渡りにくさ 	
機会 (Opportunity)	脅威 (Threat)	
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なまちづくりの気運の高まり ・ライフスタイルの見直しと健康志向 ・大規模災害による防災・減災意識の高まり ・関係人口・交流人口の拡大 ・Society5.0 社会の活用と恩恵 ・SDGs を生かした持続可能性の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就職での若者の流出 ・人口の自然減・社会減 ・地域経済の縮小 ・人間関係の希薄化 ・情報飽和時代への対応 ・社会保障費・扶助費の増加 	
<p>SWOT 分析からみえる福祉のまちづくりの課題と施策の展開方向</p> 		
<p>【ふれあいのまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の意識向上 ・体制づくりと担い手の確保 ・つながりとネットワーク 	<p>【暮らしやすいまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄り添う相談体制の確保 ・行き届く情報 ・サービスメニューの充実 ・福祉基盤の確立 ・健康づくり・生涯活躍 ・子どもの貧困対策 	<p>【支え合いのまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の支援体制 ・権利の擁護 ・安全・安心なまちの基盤確保

第3章 計画の基本目標と施策の体系

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行、近所づきあいの希薄化等に伴い地域社会が大きく様変わりしていき中、東日本大震災という未曾有の災害を体験し、さらに南海トラフ巨大地震への対策、集中豪雨による浸水被害の危険性等が叫ばれる中で、地域の支え合いの力が再認識されています。

このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、町民、地域、町社協をはじめとする各種団体等が連携し、自立を支援する「互助」そして「共助」の輪を広げることが町民に求められています。これは、地域が持つ力を高めていくことが期待されるものであり、地域共生社会の実現をめざして、町は町民の「自立」を助け、「互助」の輪が広がる環境づくりがこれまで以上に求められています。

第9次総合計画では、『豊かな自然と歴史・文化のなかで 一人ひとりが元気に輝くまち』が将来像に掲げられており、福祉分野では、『人にやさしい、支え合いのまちづくり』が基本目標となっています。

本計画では、この基本目標により、町民一人ひとりが地域の中での自分の役割を果たし、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心してやすらぎのある生活を生涯にわたって続けていけるように、計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念



2 3つの基本目標

基本理念「だれもが いつまでも ふれあい支え合いに包まれて暮らせるまち」の実現をめざして本計画の基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 みんなが「ふれあいまち」づくり

人口減少・少子高齢化、世帯の多様化が進行し、さらに、個人の価値観の多様化、個人情報の保護などにより、家族や地域で相互にふれあい支え合う機能が弱まってきています。

本町では、町民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、コミュニティ機能の強化やボランティアの育成などで地域においてふれあい支え合う仕組みづくりを進めます。

また、町社協や各種団体などとの連携強化を図り、すべての町民が、相手のことを考えてふれあい支え合い、心豊かに過ごせるまちづくりをめざします。

基本目標2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり

地域での自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適時・適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質な福祉サービス提供体制の整備を図ります。

また、様々な社会参加をしやすくするため、公共施設や道路のバリアフリー化、移動手段の確保を進め、みんなが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを進めます。

さらに、誰もが生き生きとした生活を送ることができるよう、自分の健康を自分で守る努力や介護予防等に努めるまちづくりをめざします。

基本目標3 みんなが支え合う「安心のまち」づくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、住民同士の要配慮者対策をはじめとする防災体制の強化、権利擁護の推進、誰もが被害者とならない防犯活動の推進、子どもから高齢者までの交通安全対策の推進、さらには認知症対策の充実まで、町民一人ひとりの思いやりを行動につなげ、みんなが支え合う安心のまちづくりをめざします。

3 施策の体系

基本目標の実現をめざした施策の体系を次のとおり設定します。

基本理念	基本目標	施策
だれもがいつまでもふれあい支え合いに包まれて暮らせるまち	<p>1. みんなが 「ふれあうまち」づくり</p>	<p>(1) 地域福祉の意識向上 (2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成 (3) 地域組織の活性化とネットワークづくり</p>
	<p>2. みんなが暮らしやすい 「人にやさしいまち」づくり</p>	<p>(1) 相談体制の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 福祉サービスの充実 (4) 福祉基盤の充実 (5) 健康づくり・介護予防の充実 (6) 子どもの貧困対策</p>
	<p>3. みんなが支え合う 「安心のまち」づくり</p>	<p>(1) 緊急時の支援の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 安全安心な地域づくり</p>

4 重点的な取組

計画の推進に当たっては、本町の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の三つの重点的な取組を定めます。

重点的取組1	情報を行き届けるための工夫
---------------	----------------------

福祉サービスについての情報、ボランティア活動に関する情報、災害の状況や避難等の状況などが十分伝わらないなどが課題となっています。さまざまな方法と対象者にあった手法を使ってこれらの情報を届けることが住民の福祉意識を向上させるためには必要です。

このため住民に情報を効果的・効率的に届ける仕組みの構築をめざします。

重点的取組2	誰にも寄り添う相談体制づくり
---------------	-----------------------

子育てや家族関係、近隣関係、介護等の問題など、近隣や行政にはわからないところで多くの悩みを抱える人の存在があるものと思われます。

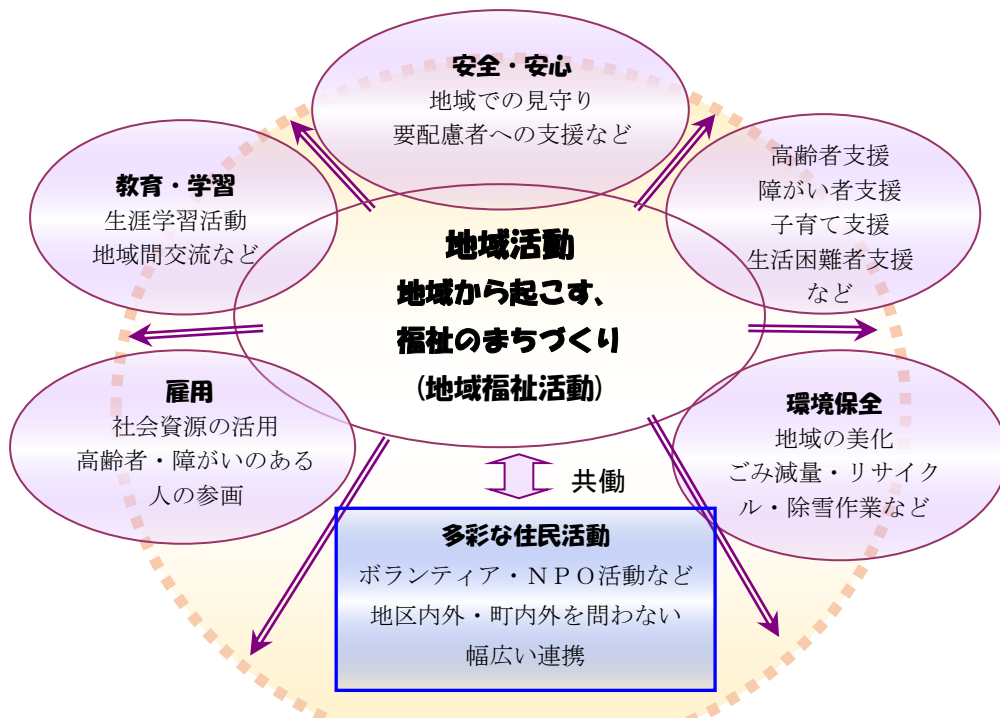
どんなことでも相談に乗り、まずは話すことから、課題解決の糸口を見つけていく、このことが福祉のまちづくりには必要です。

このため相談相手がいつも身近に存在するという体制の構築をめざします。

重点的取組3	若桜方式の地域のネットワークづくり
---------------	--------------------------

民生委員・児童委員をはじめ、自治会、町社協、ボランティア、事業所、包括支援センターなどと地域福祉のネットワークを形成し、地域課題を解決できる体制整備をめざします。

【「若桜方式地域のネットワークづくり」概念図】



【地域のネットワーク】

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 自治会 | 民生委員・児童委員 | |
| 町社協 | 包括支援センター・保健センター | |
| 福祉・介護事業所 | ボランティア | |
| 若桜学園 | わかさこども園 | |
| 医療機関 | その他事業所 | など |

第4章 施策の展開

1 みんなが「ふれあうまち」づくり

(1) 地域福祉の意識向上

■□めざす姿□■

地域福祉を推進していくためには、すべての町民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーションの理念を理解することが重要です。

また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とするものの認識を深めていくことも必要です。

これらを踏まえ、住民の『地域福祉への意識』が高いまちをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none">◇地域のつながり強化のため自治会など地域コミュニティの活性化に努めます。◇地域の行事等に積極的に参加し、地域のことを知るよう努めます。◇町などから提供される、地域福祉、人権問題、男女共同参画などに関する情報や学習機会を積極的に活用するよう努めます。◇家庭の中においても、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを育みます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">◇自助・互助・共助の意識を高揚させる機会をつくります。◇家庭での福祉教育が行われるよう、親を対象とした地域福祉に関する講座等の実施に努めます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。◇生涯学習活動として、社会教育部門や町社協等と連携しながら、地域福祉活動に関する講座を充実し、福祉教育を進めます。◇地域において人権学習や世代間交流事業などが積極的に取り入れられるよう、地域福祉に関する学習機会の提供に努めます。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none">◇地区単位での福祉学習の機会を拡充し、事業所、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。◇小・中学生を対象にした福祉施設での福祉体験講座や事業を実施し、福祉教育の推進に努めます。◇家庭での福祉教育について、そのための情報を整理し提供します。

(2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成

■□めざす姿□■

ボランティアやNPOなどの個人や団体が活発に社会活動に貢献する時代となっています。町民のニーズが多様化している中、様々な福祉サービスの提供について、これまでのように行政がすべてを担う時代から、地域住民・ボランティア・事業者・行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが求められています。

特に、町民のボランティアへの参加意識は、各種アンケート調査から潜在的に高いことがうかがえますが、周知徹底を図り、町民の地域活動への意欲が実のあるものへと結びつけられるような環境づくりが必要です。

さらに、地域住民の身近な相談相手として、また行政と地域住民のパイプ役として、民生委員・児童委員も大切な役割を担っています。各委員は一定の地域を担当地域として活動すると同時に自らも地域の一員であり、町民の一番身近なところで、町民の立場に立った活動を行っています。

これらを踏まえ、ボランティア活動・住民活動・NPO活動が活発なまちをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。 ◇若者をはじめ元気な高齢者も、自治会などの地域組織活動や見守りなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町の広報紙やホームページ等を活用し、町民にボランティア活動・NPO活動を啓発するとともに社会貢献への理解を働きかけるなど、情報の発信に努めます。 ◇民生委員・児童委員の活動充実のために、研修会や講習会などを開催し、情報提供をすることで、資質の向上と活動の促進を図ります。また、地域福祉の推進のために、多岐にわたる各委員の活動が、地域で「つながる」よう配慮します。さらに、各委員の世代交代等が円滑にできるような仕組みづくりに努めます。 ◇既存の福祉団体、各種団体の自主性・自立性を尊重しつつ、積極的な活動展開を支援するとともに、団体間の円滑な連携を促します。 ◇当事者団体が取り組んでいる親睦・交流事業を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の設立及び育成を支援します。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア団体やNPO団体等の活動支援を行います。また、地域福祉の担い手を養成しつつ、地域で求められる具体的なニーズを把握し、支援に結びつける体制の確立に努めます。 ◇ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援するとともに、各ボランティア団体の交流、情報の提供・共有化を図ります。 ◇地域において青少年が様々なボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけると

	取組の内容
	<p>ともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を推進します。</p> <p>◇手話通訳者の養成や視覚障がい者のための音訳ボランティアの活動を支援し、活動場所の提供等の支援を推進します。</p> <p>◇地域活動における人材の確保を進め、小地域の実態把握及び当該地域に応じた地域福祉活動を地域住民とともに図っていきます。</p> <p>◇地域におけるボランティア活動団体の把握に努め、ボランティアをしたい方とのマッチングを行うことなどにより、ボランティア活動への参加を促進します。</p> <p>◇災害時のボランティアセンターとしての機能の充実を図ります。</p>

(3) 地域組織の活性化とネットワークづくり

■□めざす姿□■

地域では、人口減少や若者の流出などにより、新たな会員の確保が難しいなど、団体によっては十分な活動ができていない状況もみられます。

これら地域福祉を推進していく上で重要な役割を担う各種団体等については、今後も活発な活動の展開が期待されることから、関係機関が協力して活動への支援を充実していくことが求められています。

これらを踏まえ、地域福祉関係団体の連携が図られ、町域の地域福祉活動が活発なまちをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会や各種団体への理解を深め、積極的に情報の収集に努め、参加を呼び掛けるとともに、支え愛マップの作成・更新などの地域福祉活動に参加します。 ◇活動内容の充実や情報発信による啓発活動に努めるとともに、町、町社協等が実施する研修に参加します。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深め、地域課題が解決できる組織体制の構築をめざします。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、行政と協働して地域福祉を推進する仕組みとして、NPO法人をはじめとする住民活動団体についても活動支援を推進します。 ◇町社協の広報紙・ホームページや窓口等で町社協や行政、各種団体の広報・啓発を行い、町民の理解を求めるとともに、参加促進を図ります。 ◇町との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進します。

2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり

(1) 相談体制の充実

■□めざす姿□■

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）など新たな課題として社会問題化している事例への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

生活上の課題は複雑化し、様々な分野にまたがるなど、既存の制度の枠内では解決が困難な相談内容が増えています。近年では、個人の問題にとどまらず、家族全体の支援が必要な相談が増えており、世帯「丸ごと」の相談に対応できる包括的な相談支援体制づくりが必要です。

また、専門化する相談内容に対応するために、専門的な知識豊かな人材の配置とともに、関係機関との連携体制を構築するなど相談体制の充実をめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ひとりでは解決できない問題や悩み、不安などについて、身近にいる人や相談窓口等に相談します。 ◇周囲の困っている人や家庭へ日頃から気配りをするようにします。 ◇地域の住民や民生委員・児童委員等各種相談員が連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりをめざします。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民からの多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、町担当窓口における相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図り、相談窓口業務の一本化を検討します。 ◇高齢者を対象に、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う包括支援センターの相談体制を一層充実します。 ◇障がいについての相談は、手帳所持の有無を問わず、発達障がい者や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。 ◇乳幼児の子育てに関する相談については、児童委員の訪問や保健師による相談、さらには、子育て支援センターの相談体制の充実を図ります。 ◇医師、発達相談員、言語聴覚士等による療育相談、発達相談を行い、発達障がい児の早期発見、早期支援の充実を図ります。 ◇町民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、町民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民の身近な相談相手として、民生委員・児童委員とともに相談体制の充実を努めます。 ◇相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた

	取組の内容
	<p>的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上と相談（見守り）活動を充実します。</p> <p>◇地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。</p> <p>◇各種団体との連携を強化します。</p>

(2) 情報提供の充実

■ □めざす姿 □ ■

近年、福祉・保険制度など生活に関係する様々な制度改正等が行われ、これに伴い町や関係機関から提供する情報は増加傾向にあります。そんな中、情報を一方的に流すだけでは町民に情報提供ができていない面もあり、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの町民が情報を活用できるようにする必要があります。

工夫を凝らした多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが必要となっています。

また、情報の内容については、子どもから高齢者、障がいのある人まで、情報を利用する側の視点での工夫が求められています。

これらを踏まえ、行き届く、わかりやすい情報提供をめざします。

■ □今後の取組 □ ■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町や町社協などから提供される各種の情報について、日頃から関心を持ちます。 ◇地域において、高齢者や障がいの特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めます。 ◇各種ボランティア活動などとの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉のまちづくりや福祉施策に関する情報を町民と行政が共有し、相互の理解を深めていくため、情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー（視聴覚に障がいのある人など情報弱者への配慮）を図りながら、広報紙やホームページなどの多様な媒体と手法を活用し、町民のニーズに対応した丁寧な広報活動に努めます。 ◇特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに配慮し、福祉情報などを必要とする誰もが適切にその情報を得られるよう、効果的な情報提供の体制充実に努めます。 ◇子ども・障がい者・高齢者、それぞれのサービス資源を把握し、異なる窓口間の連携や共通認識を図り、それぞれが地域で生活していくためのサービスについて、情報提供が1か所でできるような窓口の設置に努めます。 ◇地域の福祉関係者に対して、個人情報の取扱いについて、研修会を実施するとともに、地域の福祉関係者による情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルールを定めていきます。
町社協による取組／ 互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民との情報の共有化について、町と連携しながら、わかりやすい情報の提供とその解説に努めます。

(3) 福祉サービスの充実

■□めざす姿□■

子ども子育て支援制度や次世代育成支援対策推進法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の推進に取り組んでいます。

高齢者福祉では、老人福祉法、介護保険法などに基づき町が策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を定期的に見直しし、介護保険サービス、高齢者の福祉サービス、生きがいづくり等の推進に取り組んでいます。計画の推進にあたっては、町と包括支援センターを中心に、関係部署・機関による緊密な連携のもと、計画を効果的、総合的に推進しています。

障がい者の自立支援については、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、自立支援に向けた各種施策を展開しています。

生活困窮者の自立支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

国においては、少子高齢化の進展等による年金、介護、医療などの各社会保障制度にわたって、「20世紀型制度からの転換」をめざした抜本的な見直しが進められており、福祉分野の制度も大きく変化しています。

町民が安心して暮らすためには、保健・医療・福祉などの必要な諸サービスが、生活圏域である地域社会に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し、機能していることが必要です。

町民・地域・事業者・町が一体となってサービスを生み育て、提供することをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。 ◇福祉サービスの利用に際して、事業者等の情報を有効活用し、一人ひとりが状況に応じたサービス利用に努めます。 ◇利用するサービスについて、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。 ◇身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。 ◇公的な福祉サービスの関連情報については、媒体に応じて町民に分かりやすい表現やデザインを工夫するとともに、利用者のニーズに応じたサービス事業所情報の発信を行います。 ◇生活困窮者の自立支援については、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対

	取組の内容
	<p>する包括的な取組を推進します。</p> <p>◇安心して福祉サービスを受けられるよう、諸制度に基づいた連絡調整を組織的に行うとともに、民間のサービス事業者の事業参入を促進します。</p>
町社協による取組／ 互助・共助・公助	<p>◇各種福祉計画や福祉サービスの内容等についての学習機会の場を通じて、住民が福祉サービスへの理解を深め、サービスを選択・利用しやすい環境づくりを推進します。</p>

(4) 福祉基盤の充実

■□めざす姿□■

高齢者や障がいのある人、子どもを含めたすべての町民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して施設を利用し、移動できる環境整備が必要です。

町内には、福祉関係施設をはじめ、教育、文化、スポーツ、コミュニティなど様々な分野の公共施設があります。今後一層、これら既存の公共施設を地域活動や社会参加の場の拠点として、有効活用していくことが求められます。

また、これまで、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置、多目的トイレの設置などを行っています。また、道路整備においても、歩道の整備など、歩行者の安全確保に努めています。

しかし、道路などの都市基盤、公共施設や民間施設などのバリアフリー化はまだ十分とはいええず、また、公共交通機関など身近な移動手段の確保充実も重要な課題といえます。

今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めるとともに、高齢者や障がいのある人がバス等を利用する際の手助けや買い物支援など、移動が困難な方への移動手段の確保をめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気付いたら町役場等へ知らせます。 ◇バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては、一人ひとりが周囲に配慮して行動します。 ◇バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全町的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動します。 ◇地域として外出・移動や買い物に困っている人を助け合います。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域における活動拠点の確保・充実とともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。 ◇公共施設や道路、交差点等の段差解消、また、自歩道の整備等のバリアフリー化に取り組みます。 ◇不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を求め、施設のバリアフリー化を促進します。 ◇バス、鉄道等の公共交通機関の充実を関係機関に求めるとともに、交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者等の利便性向上を図り、高齢者や学生などの自家用車利用が困難な町民の交通手段となる公共交通の検討を進めます。 ◇通院・通所費用等の助成制度等の充実に努め、障がい者等の移動手段の確保や閉じこもり予防を推進します。 ◇バリアフリーやユニバーサルデザインについて町民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスを推進します。

	取組の内容
町社協による取組／ 互助・共助・公助	◇移動が困難な方への移動手段の確保について、ボランティア等と協働して支援を実施・継続していくための方法を検討します。

(5) 健康づくり・介護予防の充実

■□めざす姿□■

人生 100 年時代を迎えて、町民の健康に対する関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、年を重ねても住み慣れた地域の中で自立した生活を送っていくことは誰もが願うことです。

町では、特定健診やがん検診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見に努めています。また、食生活推進協議会や保健師による乳幼児を対象とした食育や、高齢者を対象とした健康教室等を実施し、健康的な生活習慣の確立に取り組んでいます。

介護予防の取り組みでは、要介護状態にならないよう介護予防教室などを開催しています。しかし、高齢者の中には家に閉じこもりがちな方や、人との交流が苦手な方もあり、そうした方に予防教室などに参加してもらうため、地域で声かけをするような関係づくりへの取り組みも重要となってきます。

病気にかかったり、障がいを持つことになっても、誰もがその人の能力や置かれている状況に応じて生き生きとした生活を営むことができるような地域づくりが求められます。

そのために、保健医療の関係団体・機関、町民の自主活動組織、町社協、行政など地域の多くの協力と行動が行われる地域づくりをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から健康に気をつけ定期健診や食育・適度な運動に努めます。 ◇かかりつけ医を持ちます。 ◇地域として健康づくりや食育、スポーツなどの学習機会や実践の場づくりに努めます。 ◇地域のサロンや健康教室には、声を掛け合って積極的に参加するとともに、健康づくりのボランティア活動に協力します。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、今後とも 40 歳を過ぎた人に特定健康診査を実施し、治療をしていない人で生活習慣病への危険性が高く生活習慣の改善による予防が見込まれる人には特定保健指導を行い、健康意識の向上に努めていきます。 ◇がんの予防と早期発見・早期治療のため各種がん検診を実施していますが、受診率向上のため受診勧奨に努めます。 ◇介護予防教室の充実を図り、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の早期発見に努めます。また、一人ひとりの状況に応じて日常生活の自立を図るために効果的な支援を行っていきます。 ◇町民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられるようにするため、日頃から「かかりつけ医」を持つことを促していきます。

	取組の内容
町社協による取組／ 互助・共助・公助	◇介護予防や健康づくり等に関心を持ち、取り組む町民が1人でも増えるように研修などによる意識改革や地域の活動を支援していきます。

(6) 子どもの貧困対策

■ □めざす姿 □ ■

子どもの貧困対策を推進するにあたっては、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援など総合的に施策を推進することが重要であり、貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることはあってはなりません。

本町においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の総合的な推進をめざします。

■ □今後の取組 □ ■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から近所の子どもに目を配り、必要に応じて民生委員・児童委員に連絡します。 ◇困難を抱える保護者に対しては、相談窓口の存在を知らせます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども一人ひとりの視点を第一に置き、保護者の就労状況や利用者のニーズに応じた子育て支援・保育環境の充実を図ります。 ◇経済的事情による教育を受ける機会に格差がないようにすることが大切です。子ども一人ひとりが経済的困難な状況の有無にかかわらず自立心と社会性を育むことができるよう、子どもの個性に応じたきめ細かな指導を行うとともに、教育内容の充実を図ります。 ◇子どもが生き抜く力を身につけるため、最低限の経済基盤が確保された中で、正しい生活習慣を身につけ、安定して生活できるよう支援します。 ◇出産や育児に関する相談支援をはじめ、親子の健康づくりを支援するとともに、妊娠から産後にかけて切れ目ない支援の体制を整え、子どもの健やかな成長を支援します。 ◇生活の安定のためには、家計の安定が必要です。そのため、保護者の就職活動等への支援など、経済的に自立した生活に向けて支援します。 ◇就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図り、貧困の連鎖の解消を図ります。 ◇各担当職員が、保育・教育機関をはじめ、町民と接する様々な機会などを活用し、子どもやその家庭が抱える困難や課題に気づき、状況を把握した上で適切に支援につなげていけるよう、体制づくりに努めます。 ◇町で準備している支援の取組や制度等を知らないためにサービス等を利用できないことがないように、あらゆる機会を通じて、取組及び制度等の周知・啓発に努めるとともに、町民の取組への参画と身近な応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。
町社協による取組／	<ul style="list-style-type: none"> ◇困難や課題を抱える子どもに関する情報を共有することの重要

	取組の内容
互助・共助・公助	<p>性や、適切な支援に「つなぐ」ための役割分担の在り方、また貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。</p> <p>◇困難や課題を抱える子どもについては、子どもと子育て家庭の困難や課題に気づき、支援をつなぎ、見守る、切れ目のない支援体制の確立が必要です。子どもに早い段階から寄り添い、必要な支援が的確に届くよう、行政、地域住民、関係団体等と連携した支援を行います。</p>

3 みんなで支え合う「安心のまち」づくり

(1) 緊急時の支援の充実

■□めざす姿□■

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制の整備など地域での防災体制の強化を図っています。町、民生委員・児童委員、自治会、消防団などが連携し、災害時援助を必要とする避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者台帳の整備に取り組んでいます。

町全体の防災対策の推進にあたって、行政における防災施策の推進とともに、高齢者や障がいのある人が暮らす地域での自主的な防災活動や支援活動の連携が図られることをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練・防災訓練などに積極的に参加します。 ◇日頃から防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、いざという時に正しく行動できるようにします。 ◇地域での防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時における要配慮者などの支援体制づくりに努めます。 ◇地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みます。 ◇自主避難所の機能充実に努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制・緊急避難体制を整備するなど、防災ネットワークを構築します。 ◇避難行動要支援者台帳の継続的な整備と、個別計画作成に努めます。 ◇プライバシー保護に配慮しながら、避難行動要支援者が必要とする支援について町民の理解を求めています。 ◇町広報紙やホームページ等を通じ、災害時における避難場所などの周知を図ります。 ◇災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化に努めます。また、福祉避難所の確保に努めます。 ◇地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、防災体制整備並びに地域避難所における災害物資の支援等に努めます。 ◇非常食の備蓄配備に取り組みます。 ◇消防団、自主防災組織、自治会、福祉関係者、地域住民等の協力による避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。 ◇防災無線、ファクシミリ、携帯電話等の活用をはじめ、ボランティアとの連携など、多様な情報伝達方法を整備します。

	取組の内容
	<p>◇保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障がいのある人の避難生活に備えて、福祉避難所の整備、医療関係者や介護スタッフの確保など、避難後のケアを充実させるよう努めます。</p>
<p>町社協による取組／ 互助・共助・公助</p>	<p>◇地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、支え愛マップの作成・更新支援を町と一体的に推進するとともに地域住民の防災意識の向上に努めます。</p> <p>◇避難所の位置や避難路などを支え愛マップに落とし込み、災害時にも利用しやすいように努めます。</p> <p>◇関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性のある防災体制を確保します。</p>

(2) 権利擁護の推進

■ □めざす姿 □ ■

認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る場合があります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

しかし、今後は、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、町民の権利擁護を充実していくことめざします。

■ □今後の取組 □ ■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用します。 ◇見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し、相談へつなげられるように努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度の利用促進のため、専門職による専門的助言等の確保や、広報・相談支援等の中核的な機能を担う機関を設置します。 ◇経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対して費用助成を行うなど、必要な方に制度の利用が行き届くための支援を行います。 ◇権利擁護に関する地域連携体制の充実に向け、家庭裁判所、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、各種専門家団体等と定期的に意見交換・情報共有を図るとともに、後見人等の担い手確保に努めます。 ◇高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、関係機関との緊密な連携を推進します。 ◇ドメスティック・バイオレンス(DV)などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援などに努めます。
町社協による取組／ 互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスの適切な利用や、日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業について、広く町民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、分かりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。 ◇地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。

(3) 安全・安心な地域づくり

■□めざす姿□■

町では、町民の安全意識の高揚や安全で住みよいまちづくりの実現に向けて計画的に取り組んできていますが、多様化・巧妙化する犯罪などを未然に防止するためには、地域ぐるみでの防犯活動の促進や警察の協力による防犯対策が必要です。

また、町民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進めてきましたが、今後とも一層の充実に努めていく必要があります。

最近、児童などを対象とした事件や事故のニュースを各地で耳にしますが、子どもの防犯に関しては、登下校時間帯の地域による見守り活動の実施や、学校や PTA と連携を図った安全対策に取り組んでいく必要があります。

さらに、近年、特に問題となっている閉じこもり者・発達障がい児への支援、認知症対策や生活困窮者への支援など、地域ぐるみで支え合い、助け合う仕組みづくりを早急に進めていく必要があります。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも、ともに暮らしていくためには、このような人たちの的確に把握するとともに、地域をあげて支えていくため、見守りネットワークの一層の充実や相談・援助などの包括的な支援体制づくりに努めることが必要となっており、安全・安心な地域づくりをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から各種制度に関する情報提供に関心を持つようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスを適切に利用できるようにします。 ◇あいさつ、声かけ等見守り活動を積極的に実施します。 ◇要援護者の把握活動に協力します。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師等による訪問活動など見守りネットワークの一層の充実に努め、プライバシーに配慮しつつ見守り・援助活動を推進します。 ◇認知症対策として、認知症サポーターの活用や高齢者等徘徊者支援ネットワーク体制の確立と充実に努めます。 ◇生活困窮者に対する地域の支援体制を構築するとともに、生活支援相談事業や自立支援事業など相談から就労支援、その他包括的な支援を推進します。 ◇育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、民生委員・児童委員をはじめ関係機関と連携し、親子の居場所づくりの充実に努めます。 ◇発達障がい児など新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。 ◇民生委員・児童委員等への各種研修の実施や情報提供など、民生委員・児童委員等の活動を支援します。
町社協による取組／	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から、各種制度に関する情報提供に努め、地域住民の情報交換の場や機会を積極的に設けるなど、必要なサービスが適切

	取組の内容
互助・共助・公助	<p>に利用できる環境づくりを整えるようにします。</p> <p>◇支援の声が届くよう、地域との連携を図り、全町的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。</p> <p>◇様々な媒体や機会を利用しながら、各種福祉制度や人権等に関する周知を図っていきます。</p>

第5章 計画推進のために

1 協働体制の確立

計画に基づく施策を推進していくためには、町民、ボランティア、町社協、行政などがお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的、長期的な視点から各目標に取り組み、協力・協働して活動を推進することが重要です。このため、次のような協働体制の確立をめざします。

(1) 地域・町民の役割

地域の一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚をもち、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加し、ある時は隣近所と協力し、事業者からの情報、サービスの提供を受けながら目標に向かって取り組んでいくことが求められます。

(2) 町社協の役割

地域福祉を推進していくことを目的とする団体として設置されている町社協は、地域の実情を把握し、町民とともに地域課題に取り組む組織です。

町社協は、総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、小地域ネットワークの構築、地域の実情に応じたサービスの提供や支援など、今後さらに地域に密着した活動を通じ、「共助」のための福祉組織づくりの推進に努めます。

(3) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、町には町民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する町社協や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと相互に連携、協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への住民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供の充実に努めます。

(4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、それぞれ専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を担います。

(5) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、町民の身近な相談相手として、また、行政とのパイプ役として、地域福祉の推進に努めます。

2 計画の点検・評価

計画を推進していくために、本計画の施策について、実施状況の点検や評価を毎年度実施し、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、本計画及び計画の実施状況に係る情報を、広く町民に周知していくため、町の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用してきめ細かな情報提供に努めます。

